

2009年3月2日

Zenken通信 (vol. 11)

▽ 今回のお届け情報

Title: 佐世保市「最低制限価格 90%以上も」

Outline

添付資料P1~2

○佐世保市は、最低制限基本価格の算出方法を改正するとともに上限を外した。同市は、最低制限基本価格にランダム係数を乗じて最低制限価格を算出する方式を試行しており、今回の改正により、最低制限価格が予定価格に対し最大で、土木工事は90%、建築工事では92%程度の案件も想定される。

①最低制限基本価格の算出方法の改正
一般管理費等も考慮した計算式に改正（詳細は添付資料P2を参照）

②最低制限基本価格の範囲の改正
（現行）予定価格の75%以上85%未満の範囲
（改正後）予定価格の75%以上

担当：事業企画課 林

最低制限75%以上

佐世保市 建築最大92%も想定

長崎県佐世保市は、最低制限価格の算出方法を改正し、3月1日以降の公告案件から適用する。現在、予定価格の75～85%に設定している最低制限価格の上限を外し、75%以上とする。担当の契約課は「最低制限価格が建築工事で最大、予定価格の92%程度の

案件も想定している」と話す。算出方法は工種ごとに改正し、共通して一般管理費などの3割を加える。建築工事（電気・機械含む）では、直接工事費を加える。これらにより、土木工事では最大で予定価格の90%程度、建築では92%程度までの案件もでてく

るという。

現行の開札当日に実施している最低制限価格に1・000～1・005をかけるランダム化は継続して実施する。

県が2月1日以降の入札案件で適用を始めた最低制限価格の見直しに続くもの。県は、一般管理費の4割程度を加え、10億円の工事で予定価格の約89・0%、5億円の工事で約89・7%、2億円以下の工事で約90・0%に設定している。

平成 21 年 2 月 19 日

建設工事登録業者の皆様へ

佐世保市契約監理室契約課

最低制限価格の算出方法の改正について（お知らせ）

建設工事の入札において設定している最低制限価格について、その算出方法を次のとおり改正しましたのでお知らせします。

1 変更内容

①工種ごとに設定している最低制限基本価格の算出式を次のとおり改正します。

	現行	改正後
土木工事	直接工事費 + 共通仮設費 + $3/4 \times$ 現場管理費	直接工事費 + 共通仮設費 + $3/4 \times$ 現場管理費 + $3/10 \times$ 一般管理費等
鋼橋及び鋼製の横断歩道橋等の工場製作工事	直接工事費 + 間接労務費 + $3/4 \times$ 工場管理費	直接工事費 + 間接労務費 + $3/4 \times$ 工場管理費 + $3/10 \times$ 一般管理費等
土木関連の電気通信設備工事、機械設備工事	直接工事費 + 共通仮設費 + $0.9 \times$ 現場管理費	直接工事費 + 共通仮設費 + $8/10 \times$ 現場管理費 + $3/10 \times$ 一般管理費等
建築工事（建築関連の電気設備工事、機械設備工事を含む。）	$0.95 \times$ 直接工事費 + 共通仮設費 + $3/4 \times$ 現場管理費	直接工事費 + 共通仮設費 + $3/4 \times$ 現場管理費 + $3/10 \times$ 一般管理費等
建築関連の搬送設備工事及び解体工事	$0.85 \times$ （直接工事費 + 共通仮設費）	$8.2/10 \times$ （直接工事費 + 現場管理費） + 共通仮設費 + $3/10 \times$ 一般管理費等

②上記①による最低制限基本価格の範囲を次のとおり改正します。

（現 行）工事価格の 75%以上 85%以下の範囲で設定

（改正後）工事価格の 75%以上で設定

2 実施時期

平成 21 年 3 月 1 日以降に入札公告又は指名通知する建設工事から適用します。

3 ランダム化

最低制限価格（税抜）については、現行どおり、上記 1 で算出した最低制限基本価格に、開札当日にランダム係数（1.000～1.005）を乗じて算定した額を最低制限価格（税抜）とします。